

会 議 要 録

会 議 名	令和5年度（2023年度）第1回八王子市再犯防止推進会議		
日 時	令和5年（2023年）10月19日（木） 午前10時～午前11時35分		
場 所	八王子市役所本庁舎8階 802会議室		
出席者（敬称略）	参加者 （敬称略）	和佐 由行、渡邊 弥恵、尾川 幸次、四方 光、前田 善一郎、 印南 幸子、森屋 義政、池田 一、三入 重夫、真田 安浩、 柿澤 正夫、吉井 英樹、高山 智和、土公 千鶴、田中 咲帆、 柏田 恆希、浅岡 秀夫、荒川 泰雄、小俣 英一、小島 昭仁、 狩野 貴紀 計21名	計26名
	事務局等	長谷川生活安全部長、昆防犯課長、星主査、松日樂主査、倉田主事 計5名	
欠 席 者	なし		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶 3. 参加者紹介 4. 座長及び副座長の選出 5. 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）再犯防止を取り巻く状況について （2）八王子市再犯防止推進会議の進捗と今後の予定について （3）各団体からの情報提供 （4）事例研究 6. 閉会 		
公開・非公開の別	公開		
傍聴人の数	0名		
配布資料名	<ul style="list-style-type: none"> ● 次第 ● 参加者名簿 ● 再犯を取り巻く状況について（資料1-1, 1-2） ● 八王子市再犯防止推進会議の進捗と今後の予定について（資料2） ● 事例研究で使用する資料（資料4） ● 自愛会 広報誌 ● 八王子BBS会 リーフレット 		
会議の内容	（次のとおり）		
会議録署名人	令和5年11月18日	署名人	四方 光

1 開会

【昆課長】

- ・令和5年度第1回八王子市再犯防止推進会議を開催する。本日の参加に感謝申し上げます。
- ・本会議は、「八王子市再犯防止推進計画」を着実に推進していくため、計画の取組状況や課題などについて、意見交換・意見聴取することを目的としている。
- ・本日の会議時間は、午前11時30分までを目安としている。限られた時間になるが、有意義な会議にしたいと思うので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・まず、初めに、本市生活安全部長からご挨拶を申し上げます。

2 生活安全部長挨拶

- ・本会議への参加に感謝する。また、日頃より本市の生活安全行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
- ・さて、本市の再犯防止推進計画の計画期間は、令和3年4月から令和7年3月までの4ヶ年としており、今年度で折り返しを迎えた。
- ・これまでの2年間は、本会議をきっかけに皆様との顔の見える関係が構築され、少しずつであるが、連携した取組も実施することができ、市の再犯防止施策を推進していくための土台ができつつあると感じている。
- ・今回から、会議の参加者が変更になり、新たな方も加わった。来年の令和6年度には、次期計画の策定に入る。皆様方には引き続き、貴重なご意見を賜るよう、ご協力をお願いする。
- ・本日の会議では、東京保護観察所立川支部の土公支部長にご協力いただき、困難なケースの事例研究を予定している。この場では解決策を見いだせないかもしれないが、それぞれの立場での役割や考えなどを共有できる場となればと思う。
- ・最後に、再犯防止の取組は、市民生活の安全・安心のためには、着実に進めていかなければならない重要な施策である。
- ・犯罪をした者の適切な更生と社会復帰を支援し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、皆様の引き続きのご理解、ご協力をお願いし、私の挨拶とさせていただきます。

3 参加者紹介

【会議について】

- ・任期は、令和7年3月31日までの2年間となっている。
- ・会議は、年2回の開催を予定しているが、来年度は第二次八王子市再犯防止推進計画策定のため、年3回の開催を予定しており、任期中では、合計5回を予定している。
- ・本会議は、八王子市市民参加条例第9条第3項の規定に基づき、原則公開となっている。
- ・現時点までで傍聴者はなし。
- ・会議録の扱いについては、原則として発言者の名前を記載した「要点筆記方式」と決められており、内容の正確さを期すため、座長に確認・署名をお願いしている。

4 座長及び副座長の選出

- ・座長に四方委員、副座長に前田委員を選出

5 【議事（1）再犯防止を取り巻く状況について】

【星主査】

- ・まず、本会議で使用する「再犯を取り巻く状況」の資料について説明する。
- ・令和4年12月から再犯を取り巻く状況のデータの提供機関が警視庁から東京矯正管区へと変更になったことにより、前回開催した3月の資料から20歳未満のデータ、年代別の再犯者数のデータの提供を受けることが出来なくなったという状況だった。
- ・しかし、八王子市の再犯防止推進計画を進めるうえで、20歳未満のデータは必要不可欠であるというご意見をいただいたため、私の方で、東京矯正管区、警察庁、警視庁と協議し、必要性を説明した結果、今回は20歳未満のデータも提供いただくことができた。来年からも必要性があれば、提供いただける話になっているため、計画の中に必要性を入れるようにしたいと思う。

【星主査】

- ・資料1-1, 1-2にそって説明

【町会自治会連合会 尾川氏】

- ・星主査が冒頭にお話しされたとおり、前回の会議資料には20歳未満のデータが入っていなかった。その点について、私の方から八王子市は20歳未満の犯罪が多いため、20歳未満のデータがなければ再犯防止推進計画に影響を与える事になると思うので、ぜひ入手してほしいとお願いしたところ、警視庁等とご相談いただいて、引き続き20歳未満のデータをもらえるということで、事務局の皆様にご努力いただいたことに感謝申し上げます。
- ・20歳未満のデータを見ると、八王子市は東京都と比べて20歳未満が犯罪をする割合が2倍近く多い。南大沢警察署で検挙されている人が多いように思えるので、具体的な手立てを打っていくことが八王子の再犯防止を推進していくうえで重要なことではないかと思う。

【議事（2） 八王子市再犯防止推進会議の進捗と今後の予定について】

【松日樂主査】

- ・資料2にそって説明

【更生保護女性会 印南氏】

- ・資料にある「立ち直り支援の子どもたちが防犯活動」というのは、どういうことか。

【星主査】

・非行をした子どもたちが立ち直っていくうえで、警察の方に教育、指導等をしてほしいと保護者が希望した際に警察署に登録するものがある。そこに登録された子どもたちに防犯活動を体験してもらうことで、再犯防止につなげたり、非行防止につなげたりしていく活動になる。

【中央大学法学部 四方座長】

・東京都の研修を利用し、市の職員への研修を行ったと説明があったが、市独自の研修をしているわけではないのか。

【昆課長】

・市の独自の研修としては、計画を策定した直後に全職員を対象にeラーニングの仕組みを使って再犯防止基礎研修を行った。昨年からは、東京都の研修会の仕組みを活用して、再犯防止施策に関わりの多い所管の職員に参加いただき、グループワーク形式の研修を行っている。

【中央大学法学部 四方座長】

・計画策定スケジュール案のなかで、会議の開催要綱の改正という事項があったが、本会議の運営に関係することはあるか。

【昆課長】

・要綱の改正の部分については、本会議の現在の目的として、計画を改定するという内容が要綱内に入っていないため、その部分を加えるという内容になる。

【議事（3） 各団体からの情報提供】

【自愛会 柿澤氏】自愛会 広報誌について

- ・令和9年度に施設を改築予定
- ・保護の実績（令和4年度入所人員等について）の説明
- ・「自愛会」の歴史についての紹介

【八王子BBS会 田中氏】八王子BBS会の取組みについて

- ・学生16名、社会人5名の計21名で活動
- ・主催事業の「さがしてクッキング」を4年ぶりに開催する。（11月11日）
- ・親子ふれあい放課後教室「凧づくり・凧あげ」を開催する。（12月2日、12月3日）
- ・吉本興業と法務省がコラボした「社会を明るくする運動」の事業に参加。

【議事（4） 事例研究】

【松日樂主査】事例研究の目的について説明

- ・これまでの会議は、再犯の状況や取組みの紹介を中心に行ってきたが、これらに加え、再犯を防止するためには実際にどのようなケースがあるのかを学び、対象者が地域社会で生活していくうえでどのような支援をするべきか、考える機会が必要だと考え、東京保護観察所立川支部の協力のもと、事例研究を行うことになった。
- ・今回の事例のような困難なケースを参加者の皆で考え、再犯防止のためのネットワークを深めていけるよう、また、実際に対象者が立ち直るための道を作っていけるように行っていきたいと思う。

【東京保護観察所立川支部 土公氏】事例の内容と検討したいポイントについて説明

- ・窃盗事件を繰り返している高齢女性の事例
- ・検討する 1 つ目のポイントは、居場所と出番づくりという観点。本人が地域社会の中で自分の居場所や役割を感じ取り、安心して楽しめるようにするにはどのような方法があるか。
- ・2 つ目のポイントは、相談先という観点。自分から相談するのが難しい人がストレスや悩みを吐き出すことができるようにするにはどのようにしたらよいか。
- ・3 つ目のポイントは、高齢女性が自立する方法としてどのようなものがあるのかという観点。

【(1) 居場所と出番づくり】

【中央大学法学部 四方座長】

- ・高齢者の方などが居場所を感じられるような市の支援やサービスが何かあれば紹介願いたい。

【福祉政策課 柏田課長】

- ・今は様々な社会参加の形があり、地域課題も複雑化、複合化している中で、高齢者や子どもの居場所、家庭や職場、学校などとは異なる第三の居場所のような場所が必要とされている。
- ・八王子市には、自分の居場所を探したい方たちの相談にのるコーディネーターや、相談窓口が存在している。その一つとして具体的なものをご紹介しますと、令和 3 年度から福祉政策課で行っている「重層的支援体制整備事業」、いわゆる、課題に対して、重層的に支援するという事業の 1 つに「はちまるサポート」という暮らしの総合相談窓口があり、市内全域に設置をしていて、現在、12 か所ある。
- ・そこには、コミュニティソーシャルワーカーという福祉の専門職の方が常時在籍している。地域の方がどこに相談したら良いかわからないというものは、全部、はちまるサポートにご相談くださいというコンセプトで運営している。従って、何か居場所みたいなものが欲しい、何か自分が活躍できる場がほしいという相談も受け入れる体制になっている。例えば、そのような機関をうまく使って、居場所づくりにつなげるということは市でも行っている。
- ・あとは、0 から 1、つまり、今ある居場所だけでなく、何かこんなことをしたいという気持ちがある方に、具体的にそういった場所を創る支援も行っている。そのような支援をうまく活用してもらおうということが、この事例の方に対する 1 つの支援になるのではないかと思う。

【東京保護観察所立川支部 土公氏】

・非常にありがたいお話であり、八王子市で生活される方に、「はちまるサポート」の情報を提供し、相談してみてもというように案内させていただければと思う。

【自愛会 柿澤氏】

・更生保護施設は、刑務所や少年院を出て、どこにも帰る場所がないという方々を保護しているため、今回の事例のような、更生保護施設を出て、その後はどこに行こうかという方は多くいる。そのため、全国に102か所ある施設の中で実施していないところもあるが、フォローアップ事業を行っている。施設を出てからも、本人の気が向いた時に施設にやってきて雑談などをするような施策を行っている。ただ、課題として手間が多くかかるところがある。自愛会はフォローアップの事業は行っていないが、在会中に病院に通っていて、退所後、通院の際に自分の実家に帰ってくる感じで、自愛会に寄って行く方もいる。このように、孤立をさせない、話ができる場所をつくるのが1番大切だと思っている。

【(2) 相談先について】

【自愛会 柿澤氏】

・先程、柏田課長からコミュニティソーシャルワーカーの話があったが、私はコミュニティソーシャルワーカーが非常に大きな役割を担うと期待している。これは、八王子市内に13か所あり、何かあれば、相談に行くというシステムだが、相談を待つのではなく、相談のある人を見つけて相談にのっていくことが大切ではないか。事例のように、こういった方たちは相談に行くこと自体の敷居が高いことが多い。コミュニティソーシャルワーカーのような人がたくさんいて、相談のある人たちの相談にのっていけば非常に良いのではないかなと思う。

【福祉政策課 柏田課長】

・はちまるサポートは現在、市内に12か所、今月中に1か所できるので13か所あるが、各施設、コミュニティソーシャルワーカーが2名いる。相談体制として、整っている部分はあるが、課題もある。柿澤氏のおっしゃるとおり、相談に来られる方は、本人に何とかしようという意思があり、課題として顕在化しているので、市として対応することができる。しかし、世帯として孤立してしまっている方というのは、そもそも相談に来ない。そういった方たちにどうやって社会との関わりを持っていただき、課題を顕在化させ、支援につなげていくかということを課題として認識している。

・実際にはちまるサポートへの相談件数は、所管として物足りなさを感じており、本来はもっとあるはずだと思う。恐らく多くは潜在化してしまっていると考えられ、そのことが非常に大きな課題と感じている。現在、第4期地域福祉計画を策定しているが、こういった潜在化している課題をいかに顕在化させるか、という仕組みが必要なのではないかと考えている。ただ、その部分を支援機関が行うのは限界があるので、例えば、地域で今までやってこなかった挨拶を始めるなど、

繋がりをつくっていくとライフスタイルの中でご近所の異変をいち早く気付き、はちまるサポートに繋いでいただき、福祉サービスに繋げていく仕組みが必要なのではないかと思う。そういうものがあってこそ、今ある様々な支援の仕組みが活きるのではないかと思う。そのため、現在の我々が作っている第4期地域福祉計画はそういった部分を重視した計画にしたいと考えている。

【自愛会 柿澤氏】

・例えば、今回の事例では、対象者は更生保護施設にいたわけだが、施設を出るときにコミュニティソーシャルワーカーに連絡をするというシステムがきちんと出来上がってれば、だいぶ違うのではないかと思う。あるいは、町内会など地域の中で活動している方が、何か問題を発見した場合には、コミュニティソーシャルワーカーに相談できるとだいぶ違うと思う。

【福祉政策課 柏田課長】

・地域の方に、全員に福祉にかかわってくださいといっても、ハードルが高い。気になったら繋いでいただくという少し行動を変えていただくだけで全然違うと思う。はちまるサポートでは、現在、「はちまるサポーター」という制度を作ろうと考えている。これは、コミュニティソーシャルワーカーだけでは、潜在化する課題にはなかなか把握できないので、地域の方がはちまるサポートのサポーター、つまりはちまるサポートの活動を支援する人になってもらい、普段の生活のなかで地域の異変を感じたらはちまるサポートに繋いでもらうという制度である。この制度は、まさにご指摘いただいたような仕組みを備えていかなければならないと思っている。

【住宅政策課 小島課長】

・民生委員との連携はしているのか？

【福祉政策課 柏田課長】

・民生委員は八王子市は定員数が460人いる。昔は、支援機関も整っていなかったため、食事のお世話など、生活に困っている方の面倒を民生委員がすべて行っていたような時があったと聞いているが、近年は支援機関もかなり整ってきたこともあり、民生委員の役割現在は相談に来られないような方や支援が必要な方を、はちまるサポートなどの支援機関につなぐ繋ぎ役という面が強くなっている。そういう意味では、はちまるサポートとの連携も行っている。

【中央大学法学部 四方座長】

・地域住民の方も、コミュニティソーシャルワーカーの存在を知って、様々な立場の方が抱える問題を見つけた時に、そういう存在がいること教えてあげられるようになるのだいぶん変わってくるかもしれない。あとは、保護司や警察署の活動でももしかしたら、そういった場面が出てくるかもしれないので、それを念頭において繋いでいくことが解決策になると思う。

【八王子警察署 吉井氏】

・八王子市役所も様々な良い事例をお持ちだと思し、他の自治体の良い事例を研究されていると思うが、様々な警察署をまわっていて、ラジオ体操は、いい取り組みだと感じる。地域の方たちがラジオ体操をやっていると、「毎日来ていた人が最近来ないから様子を見に行ってみてほしい」ということもあるし、週に何回かみんなで集まって掃き掃除をしている方々がいて、「もう何日も来ない」ということがあると、心配して警察や市に連絡するということもある。そのように情報提供があるといいと思う。

【中央大学法学部 四方座長】

・八王子市の再犯防止推進の所管である防犯課自体が、相談窓口の機能を持っているわけではないが、関係者の方々がコミュニティソーシャルワーカーのことを知って、皆で繋いでいくといいかと思う。福祉政策課が、非常に前向きな取り組みをされているので、繋ぐ方も繋ぎやすい。

【保健対策課 荒川課長】

・今回の事例について、保健師と話をしたところ、事例の対象者は窃盗が刺激になっているのではないかと思われた。そういった場合に、施設を出る前に自助グループ等に繋ぐということもしていくといいのではないかという話が出た。自助グループの中で、役割が出てくると本人のストレスの発散にもなるのではないかという意見が出た。

【中央大学法学部 四方座長】

・八王子市にも自助グループはあるのか。

【東京保護観察所立川支部 土公氏】

・今回の事例のモデルになった施設も、自助グループに繋ぐことが大事だということで働きかけていて、本人が施設にいる間は自助グループに参加していたが、前科を知られることへの抵抗もあり、そこまで積極的ではなかったようである。

・しかし、荒川課長のおっしゃる通り、自助グループへの参加というのは非常に有効的だと思うので、参加は大事なことだと思う。

【(3) 高齢女性の自立について】

【生活自立支援課 浅岡課長】

・よくあるケースとしてお聞きいただきたい。刑務所を退所された方や施設にいらっしゃる方、施設をもうすぐ退所される方などから相談を受けることがある。実際に仕事に就いていない、年金がない、働くことができない、帰来先がないなど、様々な状況がある。いずれにしても、生活保護の制度に結びつけ、まずは経済的なところを安定させたいと、どこに住むのか考えることになる。いきなりアパートというのは、ハードルが高いので、通常は無料低額宿泊所をご案内することになる。無料低額宿泊所の多くはNPO法人等が運営するアパートの借り上げ形式で、それぞれ部屋が割り当てられるような制度になっている。そこに、法人の支援をする方がいて、見守りもされるような所である。経済的には生活保護からお金が出る、見守りは法人の方がされるといところで、いわゆる1人暮らし、いきなりアパートで暮らすにはハードルが高い方々には、一旦そういったところに入っていただいたうえで、お金が貯まり、居宅で暮らす能力があるとみなされれば、生活保護費から敷金を出すことは可能になっている。

・事例の方のケースで考えてみると、生活保護になるかならないかというのは、大きなところであり、生活保護という制度は、扶養義務が関わってくるため、夫婦の場合、夫に扶養義務が発生しているので、夫に養ってもらってはいかがですかと言わざるをえない。事例の方は、それで結局は夫の元へ戻られたという経緯もあったのではないかと思う。本人が戻りたくない、離婚を前提としているという場合には、ご本人の意思に沿って、生活保護を受けることは可能であり、そこから先は、離婚に移るためにおそらく、女性相談に繋げて、具体的に離婚の手続きを進めていただくような動きになると考えられる。生活保護そのものは、現にお金がないという場合、受給することは可能な制度となっている。おそらく、生活保護も視野にご相談されていらっしゃったのかもしれない。本人の意思に極力応じて、生活再建することができる、そんな制度となっている。

【中央大学法学部 四方座長】

・今の話では、配偶者がいるため、生活保護を受けるまでのハードルが少し高いように思う。先に離婚の手続きやその見通しが必要ということだったが、出所してすぐには住むところがないということはよくある。そういう場合に、八王子で暮らしたいという場合には、しかるべき相談先に行けば、何とか生活基盤を築けるということでよいか。

【生活自立支援課 浅岡課長】

・ご本人の能力という用語弊があるかもしれないが、ご本人の能力に応じて様々な道を考えることができる。まずは、私たちの窓口に一度繋がっていただければ、その方の意向や能力、年齢等を見極めたうえで、どうしていくのかご本人と一緒に考えていくことになる。

【中央大学法学部 四方座長】

・支援が必要な方々の中には、こういった支援を知らない方もいると思うので、例えば、まずはお話にあったコミュニティソーシャルワーカーに繋いで、そこから生活自立支援課に繋げるということになるのか。

【生活自立支援課 浅岡課長】

・そのあたりの連携は、庁内でも対外的な機関との連携も十分に行っている。

【更生保護協力事業主会 森屋氏】

・事例の方は、2児の母であるが夫とは離婚になったとして、50代くらいの子どもが2人いると思うが、そういった方に対しては何も対応しないで良いのか。

【生活自立支援課 浅岡課長】

・子どもについても扶養義務があるため、子は親を扶養、親は子を扶養する義務がある。しかし、事例だけではこういった関係になっているのかわからないが、義務と言いながらも強制ではないため、親と子が疎遠になるというのはよくある話である。

【中央大学法学部 四方座長】

・こういった点について、出題された土公氏の方から想定していたことはこういったものか、聞いてもよろしいか。

【東京保護観察所立川支部 土公氏】

・様々な支援をいただいている、とてもありがたく思う。事例の方の場合は、本人自身がおそらく離婚までの決意はできていない、迷いのある中でというところで、具体的な支援というところに相談に行けていない。楽な道を選ぶではないが、そこが本人の問題であり、課題だったと思う。

【中央大学法学部 四方氏】

・公募市民のお2人は、今回初めての参加だったが、全体を通して何か感想やご質問等はあるか。

【公募市民 渡邊氏】

・様々なお話を聞く中で、知らなかったことがあったので、自分自身とても勉強になった。
・事例を見て、施設の方は対象の方が入所した時に、この人にどうなってほしいかという最終目標を決めていなかったのかなと疑問に思った。施設にいる間に少しずつ自分を出せるようになった、趣味やボランティアに参加しているところで、退所の期間が来てしまったとなっていたので、退所の期間があるのなら、退所までにこうなってほしいという目標はあったのかなと思った。
・お話にも出ていたが、近所の方との関わりがとても大事だと感じていて、少し近所の方たちとお話するだけでだいぶストレス解消になることが自分自身にもある。
・はちまるサポートという言葉は聞いたことがあったが、仕組みについては知らなかった。

コミュニティソーシャルワーカーやはちまるサポート等について、こういった形でお知らせしているのかお聞きしたい。

【福祉政策課 柏田課長】

・はちまるサポートの課題の一つが認知度の低さである。昨年度の意識調査で11.4%の方にしか知られていないとわかった。はちまるサポートに限らず、行政の施策全体に言えることだが、周知の仕方が上手くはないので、必要な人に必要な情報を届ける仕組みというのは、全庁的に考えていかなければならない。特にはちまるサポートに関しては、現在は、ホームページに載せたり、チラシを作って配付したり、普通のことしかしていない。やはり、地域に密着する施設であるため、地域の方に知っていただけないと意味がないので、例えば、はちまるサポートのある地元の町会・自治会の集まり等に積極的に出向いて、はちまるサポートを周知していかないといけないのかなと思う。また、行政はSNSの使い方が上手くはないが、SNSの普及も考えれば、上手く使って様々なところで露出できるような仕組みをとっていければと思う。

【公募市民 渡邊さん】

・はちまるサポートは聞いたことがあったが、その内容についてははっきりわからなかった。広報誌には載せないのか。地域の掲示板にもはっているのか。

【福祉政策課 柏田課長】

・オープンする際には広報誌にも載せるが、恒常的に載っているものではない。チラシ等を掲示板にはっていただくことはあるが、恒常的に掲示いただけるかというところ微妙なところである。

【公募市民 渡邊氏】

・実現可能かわからないが、窃盗の事例というところで、絶対に市民が、老若男女が行くところは、スーパーだと思うので、そういった場所での広報も有効かと思った。

【中央大学法学部 四方座長】

・このメンバーで共有したいので、次回にでもぜひ、はちまるサポート資料などを提供いただきたい。

・公募市民 和佐様からは何かあるか。

【公募市民 和佐氏】

・どのように問題を解決していくのかとても勉強になった。人との繋がりを強化して、再犯防止に繋げていくということもよくわかった。

・高齢女性の自立の手段の例として、アパートを借りての单身生活と記載があったが、これは高齢女性同士がシェアハウス等で、同居して人との繋がりを保ちつつ、自立することは検討されているのか。

【中央大学法学部 四方座長】

・まさしく1人でアパートを借りて生活では、孤立状態ではないかというご意見か。

【公募市民 和佐氏】

・その点もあるし、コスト的にも同居した方が安く抑えられるのではないかと思う。

【住宅政策課 小島課長】

・ご意見いただいた内容とは少しずれるかもしれないが、都営住宅では「ふれあい同居」といって、同意された方が家族でなくても、一緒に入居いただけるという制度は始まっているので、そういった制度を利用する道もあると思う。

【公募市民 和佐氏】

・犯罪歴のある方同士で同居できるみたいな制度はあるのか。同居するにしても、相性などはあると思うが、例えば、犯罪歴があることで偏見や先入観でなかなか社会に復帰できないなどの不安を、お互いに共有できるのではないかと思う。

【中央大学法学部 四方座長】

・先程話題にも出た自助グループはあるが、自助グループのメンバーの中で一緒に住んでいる人たちがいるのかどうかまでは私も把握していない。きっかけがあるとしたら、そういったところから始まるのかもしれないと思う。

【八王子BBS会 田中氏】

・会議の中で様々な話を聞いて、あらためて地域との繋がりを作る、小さな変化に気づける人を増やしていくという大切さを再確認した。また、公的機関だけではどうしても必要な方に必要な情報を届けることが難しいところもあるので、お話にもあったようにスーパーや病院など、高齢者が必然的に行く場所に情報を周知していき、情報量を増やしていくというところはとても重要だと思っている。

・また、私自身ボランティア団体というところもあり、老健クラブやボランティア団体では、必然的に自分の果たすべき役割というものを担い、誰かのために何かをすることが出来る環境が整っている。そういったところに所属することで、助けてもらうことが多い高齢者でも自分の居場所や、自分の価値などを認識できるかと思った。

・私は今、老人ホームでアルバイトをしているが、助けてもらったり、何かをしてもらったりすることの多い高齢者が常に自分の居場所や自分の役割を模索しているということを感じている。老人ホームでは多くの方が生活しているが、多くの人といるからといって必ずしも孤立していないとか、寂しくないというのは違うと思う。そこは人数ではないと私は感じている。老人ホームでも孤立を抱えている方はたくさんいて、むしろ、「自分はただ介護されているだけの存在だ」と言われてしまうこともある。その時に例えば、小さなことだが洗濯物を畳んでもらうなど、高齢者の方にも何かをしてもらう場をつくるようにしている。そこでしてもらったことへの感謝をきちんと伝えるよ

うにしている。そういう、誰かに感謝される、認めてもらうなどの経験を積極的に官民連携で作っていくことがとても大切だと思った。

【中央大学法学部 四方座長】

・これは事例テーマの(1)にも関係することだが、少年非行であれば先程ご紹介のあったように警察署で立ち直り支援の対象の子ども達に社会貢献活動をしてもらうといったこともあるが、高齢者の方にもそういった機会が良いのかもしれない。

【多摩少年院 池田氏】

・私は今、少年院の院長で、矯正施設を預かる立場として、矯正施設を出た後の事例を非常に深く考えさせられた。皆様方が様々なシステムを用意されているということで、1人でも2人でもこういうネットワークによって、助かるといいなと思う。

・その中で、システムがあってもそれを本当に効果的に有効に動かすにはやはり、市民の方々の意識改革や意識変化がとても大事だと思う。公募市民の方のご発言の中にもあった、再犯防止の第一期の施策の中にもある啓発活動は、ただ説明するだけ、と受けとられがちだが、こうした取組みを継続することによって、やはり1人でも多くの市民の人に「矯正施設から出た人の支援というのはこんなに意義がある」と訴え続けていくことが大事だと今日の事例を通して、改めて思った。また、私たちとしても、お役に立てるようであればぜひ声をかけていただきたい。

【町会自治会連合会 尾川氏】

・今、テーマになっているのが更生保護施設を出た後のことだが、その少し前の段階で、出所して居場所がないというところが1番最初だと思う。令和4年1月22日の読売新聞 社説に再犯防止対策で出所後の孤立をどう解消するかというテーマの記事が掲載されていたので紹介したい。1か所、目をひいたのが、岩手県では県の委託を受けた社会福祉法人が満期出所者を支援する事業を実施しており、担当者が服役中の高齢者らと面会し、出所後の住居等の確保に努めているというものである。具体的にどのようなことをしているのか、そこまでは書いていないが、岩手県ではそういったことを行っているとのことである。これは、東京都でもそうだが、市レベルでも八王子市くらい大きな市であれば、市独自で出所後の対応について、再犯防止の大きな手立てになるのではないかと思ったので、紹介させていただいた。

【中央大学法学部 四方座長】

・私の知識では、仮釈放になる方は保護観察所が刑務所と連携して出所後について対応していた気がするが、満期出所の場合に、いわゆる特別調整がない方たちについてはどのように対応されているのか。

【東京保護観察所立川支部 土公氏】

・満期出所者の方で、やはり行く先がない、帰るところがないという方たちについては、更生緊急保護という制度がある。なので、その方が自主的に観察所の方に来られて相談される場合には、更生保護施設に空きがあれば、委託できないか相談し、衣食住に繋げるということはある。

【中央大学法学部 四方座長】

・出所後ではなく、刑務所の中にいる間にどこに出ていくのかというような対応は、特別調整以外にはまだないのか。本人が出所してから、観察所に行くという発想がおそらくないので、何かほかにあるのかなと思った。

【東京保護観察所立川支部 土公氏】

・刑務所にいる間、退所後の行き先が決まらず、更生保護施設を希望する場合には、環境調整事件として係属させ、調整することはある。

【中央大学法学部 四方座長】

・刑務所は様々な地域にあると思うが、帰りたいところを管轄している保護観察所と連携することになるのか。例えば、北海道の刑務所に入っているが、八王子に帰りたいという場合にはどうなるのか。

【東京保護観察所立川支部 土公氏】

・北海道の刑務所にいて、八王子の更生保護施設への帰住を望むのであれば、東京保護観察所立川支部管内の更生保護施設に帰りたいという希望を出してくる。その場合には、環境調整事件として立川支部管内の更生保護施設で調整することはある。ただ、それで帰れる調整が整うかどうかは別であるし、整わないまま北海道で釈放されたら、おそらく東京まで出ていくよりは、最寄りの北海道の観察所の方に相談することになると思う。

【紫翠苑 真田氏】

- ・更生保護施設に来て、本人が真っ先に名前を変え、本名を名乗らず偽名で通すこともある。
- ・自分を表現する時に一歩引いてしまう。とても周りを警戒している人が多い。
- ・施設に来る方の中には、今まで家の中でクリスマス会などをしたことがないという方がいる。

4 閉会

【昆防犯課長】

- ・次回会議は、令和6年3月を予定
- ・会議録を後日送付